

涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視 —外国人の婚姻届を中心として—の結果（ポイント）

○外国人の婚姻届を中心として、戸籍事務（涉外戸籍）に係る課題を整理。令和4年1月28日、法務省に対して改善を求めた。（総務大臣から法務大臣に勧告）

背景

- 外国人が日本で婚姻する場合、本人の国籍によって適用される法律や必要書類が異なるため、日本人同士の婚姻に比べ、市区町村での説明や書類審査に多くの時間や労力が費やされている状況
- 在留外国人は増加傾向（平成13年12月：約178万人→令和元年12月：約293万人）。婚姻の届出も今後増えていく可能性あり

<情報共有のルール・システムの構築>

勧告Ⅰ

- ・ 全国の市区町村や法務局と情報共有のルールを構築すること。
- ・ 市区町村から照会の多い事例について、全国統一的な処理方針を発出する等の措置を講ずること。
- ・ 全国の市区町村・法務局・法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築すること。

- ✓ 市区町村や法務局が外国人の婚姻に関する新たな情報を入手した際に、他の市区町村や法務局に役立つ情報であっても、これらの情報を共有するルールがないため、入手した市区町村等でとどまっていた。
- ✓ 法務局では、市区町村から同様の問合せを多数受け、その都度、同様に回答しており、事務処理に時間を要していた。
- ✓ 他の市区町村や法務局に役立つ情報であっても、当該情報を共有できるシステムがないため、複数の市区町村等が同様の問合せを駐日外国公館に行っていた。

 [もう少し知りたい（概要P2）](#)


 [もっと詳しくは（結果報告書）](#)

<全国の法務局との連携>

勧告Ⅱ

全国の法務局との連携を図り、マニュアル等を市区町村に共有すること。

- ✓ 一部の市区町村や法務局では、事務処理に役立つ国別のマニュアルを独自に作成しているが、当該マニュアルを作成した市区町村や法務局の管内でとどまっていた。

 [もう少し知りたい（概要P3）](#)

 [もっと詳しくは（結果報告書）](#)